

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（2025 年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3 随意契約理由	本業務は、阪神高速道路の建設および維持管理の技術基準等の制定・改定や設計品質の向上に資する高度な調査研究や審査を行う業務である。また、高度な調査研究や審査に際し、有識者委員会を組織し、技術基準の制定・改定の課題の抽出及び課題に対する検討を行うものである。 したがって、本業務を行うにあたっては、 ① 阪神高速道路の構造物および設計基準を熟知し、阪神高速道路の技術基準に関する高度な調査研究や審査を実施できること。 ② 阪神高速道路に関する特殊な知識・経験、技術的知見を有する学識者・有識者等の専門家で構成される委員会を組織でき、中長期的な視点で継続的に阪神高速道路に関する高度な検討を実施することができること。 が求められる。 一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は、 ① 阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（2024 年度）、阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（2023 年度）等、本業務と同種の業務を実施した実績を持ち、阪神高速道路の技術基準及び構造物に精通し、高度な調査研究や審査を実施できる。 ② 阪神高速道路の技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を長年にわたり組織、運営し、阪神高速道路に関する高度な検討を中長期的な視点で継続的に実施している。 ことから、本業務を実施するために必要な要件を備えている。 また、本業務と同種業務を過去 10 年間で複数回、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったこと等から、現時点において当該研究所が本業務を実施可能な唯一の機関であると認められる。 以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。 以 上 阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。